



**仕事と子育てを両立するために
大切なお子様の預け先を見つけましょう**

☆保育所について☆（市役所担当：幼児保育課）



保育所（園）ってどんなところ？

保護者が家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育する福祉施設です。入所を希望するには、保育ができない理由が必要です。

→パンフレットP2参照，例えば…就労（両親とも），求職活動，就学（職業訓練など）

認可と認可外の違いって何？

- ・認可保育所（園）：入所するには市で入所審査を受ける必要があります。（1日入所）
保育料は課税額により市が決定する額を毎月市が徴収します。
- ・認可外保育園や託児所：入所は施設と保護者の直接契約によって決まります。
保育料は施設が決める額を施設に支払います。

いつ申し込めばいいの？（パンフレットP4～5参照）

入所審査は毎月行います。優先度の高い順に、入所を決定していきます。

締切：入所希望月の前月の10日（10日が休日の場合は翌日の開庁日）

※令和9年度4月入所申込期間は、例月とは異なります。

申込期間や申請書の詳細については、令和8年9月25日に市報や市ホームページでお知らせいたしますのでご確認ください。



どれくらいお金がかかるの？（パンフレットP15～17, 24～25参照）

○保育料（父・母の市区町村民税 所得割課税額を合算した額で算定しています）

+

○各保育所（園）でかかる教材費や雑費（園指定の帽子, スモック, 体操服等）

→各園の保育方針によって, 準備するものや費用が異なります。

※ 3歳児クラスからは, 認可保育所に入所した場合, 保育料が無償となります（給食費別）。

認められた施設での一時預かりや託児の場合は, 上限つきで補助が出る場合があります。

預けられる時間は？（パンフレットP20～23参照）

公立保育所の場合, 開設時間は7時30分から18時45分です。私立保育園は園によって異なるので, パンフレットをご確認の上, 直接園にお問い合わせください。

☆ 幼稚園について ☆ 別紙資料あり（市役所担当：幼児保育課）

幼稚園ってどんなところ？

幼児期の教育を行う教育施設です。入園できる年齢が限られており、公立・私立共に3歳児から利用可能ですが、私立は年度途中で3歳になった「満3歳児」も入園できます。

いつ申し込めばいいの？

毎年秋ごろ、願書の配布と受付を行っています。入園の申し込みは、各幼稚園で行っているため、希望の幼稚園に直接お問い合わせください。



預けられる時間は？

おおよそ9時から14時ですが、各園によって異なるので「幼稚園 入園・利用のご案内」をご確認ください。14時以降も預けたい場合には、預かり保育の利用も可能です。

どれくらいお金がかかるの？

保育料については、無償となります（給食費別：父・母の所得割課税額による）。また、預かり保育を利用する場合には別途費用がかかります（条件付きで補助が出る場合もあります）。その他の費用については、園によって異なりますので直接お問い合わせください。



☆病児保育について☆ 別紙資料あり

保護者が就労などの理由で、病気による療養が必要なお子様の家庭保育が困難な場合に一時的にお預かりする事業です。

○ひたちなか市内

- ・遊座医院（小児科）に併設「病児保育室まりんルーム」
- ・「フロイデキンダーガルテンひたちなか」

○市外（相互利用提携施設）

- ・那珂キッズクリニック（小児科）に併設「しろやぎさんのポシェット」

※仕事をするにあたって「利用するかもしれない」とお考えの方は、事前に問い合わせをしておくことをお勧めします。

※医師の診断の結果、預かりが出来ない場合があります。

☆一時預かりについて☆ 別紙資料あり

保護者の用事（冠婚葬祭，就職の面接等）やリフレッシュしたいときなどに，一時的にお子様を預かるサービスです。

保育所（園）や幼稚園に在籍していない，就学前のお子様を対象です。

→施設によって，預かり可能な年齢や料金が変わります。空きがあれば利用可能ですので，直接園にお問合せください。

それぞれの保育所（園）に保育方針があります。
また，お子様にとっても，その保育環境に合うかどうかがあります。見学も兼ねて，ご利用されるのもいいかもしれません！



☆学童クラブについて☆（市役所担当：青少年課）

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学1～6年生・義務教育学校の前期課程までのお子様を対象に、放課後や長期休業期間等に預かる施設です。

公立学童クラブは全ての小学校に開設されています（お申し込みは**青少年課**）。

利用には、保護者等が就労・疾病等により放課後の保護ができないこと等の条件があります。

民間の学童クラブもあります。お申し込みなどは直接施設にお問い合わせください。

☆ファミリー・サポート・センター☆（市役所担当：子ども政策課）

子育ての支援を受けたい方（利用会員）とお手伝いをしてくださる方（協力会員）による地域住民同士の相互援助サービスです。保育園等の送迎や保護者が外出するときのお子様を預かり等をしてくれます。

サービスを利用するには、事前に会員登録が必要です（お問い合わせは**ひたちなか市社会福祉協議会**まで）。

☆まとめ☆

- ・お子様の年齢や仕事の形態・ライフスタイルなどに合わせて、預け方を検討してください。
 - ・保育に関する情報は毎年変わるため、事前に情報収集をおすすめします。
 - ・それぞれの保育所（園）、幼稚園に特徴や保育方針があります。必ず見学をして申込みをしましょう。
- ※見学をしていないことが審査に影響するわけではありません。しかし、『想像していた保育所（園）とは違う』『準備するものが大変だな』『通いづらい距離だな』などの理由で辞退を申し出るご家庭もございます。

保育所（園）・幼稚園をご検討の際にご不明な点がございましたら、幼児保育課窓口（電話も可）へご相談ください！

ご清聴ありがとうございました